

## 令和8年度労働相談特化型生成AI提供業務仕様書

この仕様書は、神奈川県かながわ労働センター(以下、発注者という)が実施する労働相談特化型生成AIの導入内容を示すものであり、受注者はこの仕様書に定める事項が確実に履行できるサービスを提供しなければならない。

### 1 導入の目的

発注者が実施する労働相談業務において、経験豊富な相談員の減少や人事異動による人材の入れ替りが生じる中、相談経験の浅い職員であっても早期に一定水準の相談対応が可能となる体制の構築が求められていることを背景とし、相談員の知識補助及び相談対応力の維持・向上を目的として生成AIツールを導入する。

### 2 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日(水)までとする。

### 3 サービスの内容・要件

#### (1) サービスの内容

- ア インターネット上で利用することができる大規模言語モデルを利用したクラウドサービス型の生成AIサービスを提供すること。
- イ RAG(検索拡張生成)等により、労働法令及び社会保険制度等の労働相談業務に必要とされる情報が主として抽出され、回答が作成されるサービスであること。法改正等による情報のメンテナンス、アップデートは受注者により実施されること。
- ウ 提供する生成AIサービスは、次に示す機能要件およびセキュリティ要件を満たしていること。

#### (2) 機能要件

- ア ChatGPT4oもしくはそれ以上に相当する性能を持つ大規模言語モデルを搭載していること。
- イ 管理者が利用者のアカウントや登録状況の確認を行うことができる管理機能を有していること。
- ウ 利用者をIDとパスワードなどにより認証し、ログインして利用する方式であること。
- エ 利用者ごとの入力したプロンプトや出力された回答内容の履歴をログとして蓄積し、当該ログ情報を発注者に提供する体制があること。履歴の保管期間は、60日間以上とする。
- オ ブルートフォースアタックなど、不正ログインを検出し、アカウントロックをかけるなど、不正利用を防止する機能を有すること。
- カ 生成AIが回答する内容について、一つの事象から、関連する制度、手続き、解釈例などが総合的かつ網羅的に検討され、複数の対応手順が示されること。回答した内容の根拠や情報ソースは件数が限定されることなく表示されること。

#### (3) セキュリティ要件

- ア 入力したプロンプトや出力された回答内容が、生成AIの学習等に利用され、発注者以外の第

三者に情報が漏えいすることがないこと。

- イ 日本国の法律および締結された条例が適用される国内データセンターにデータが保存され、保存されたデータは日本の法律が適用されること。
- ウ クラウドサービスの提供又は利用に関する国際規格の認証（ISO/IEC 27017）、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）への登録又はこれらと同等の認証等を取得しているなど、情報セキュリティ対策が確保なされていること。
- エ インターネット上の通信について、SSL/TLS（TLS1.2以上）による暗号化通信を行うとともに、サーバ等の機器で保存するデータは、暗号化を行うこと。
- オ 悪意ある第三者等からの不正侵入、不正操作等の監視及び分析をするために必要なアクセス記録、システム稼動記録等のログを取得し、適切に保管すること。ログの保管期間は、180日以上とすること。
- カ システムの障害の情報セキュリティインシデントを検知できる仕組みがあること。情報セキュリティインシデントに対応する体制及び発注者や受注者への確実な連絡手段（電話、メール等）があること。さらに、情報セキュリティインシデントを検知した場合は、速やかに発注者や受注者に連絡を行い、原因究明及び対処を行うとともに、必要な報告を行うこと。情報セキュリティインシデントの対応完了時には、再発防止対策の策定を行った上で、書面等により発注者や受注者に報告を行うこと。
- キ 利用者の特定のため、システムに用いるIDは必ず個人単位に作成し、権限の付与等のアクセス制御が行えること。
- ク ネットワークについては、セキュリティを考慮した構成とし、ファイアウォール等の通信制御を行い、必要最小限の通信とすること。
- ケ 意図しない情報の公開設定や学習データへの利用等、設定誤りに対する対策（※）を適切に行うこと。  
（※）設定誤りに対する対策とは、導入等の必要な支援、システムに係る問合せ窓口の設置、各種マニュアルの提供等である。
- コ その他、提供する生成AIサービスのシステム構成や特性、最新のサイバーセキュリティ動向等を踏まえ、必要な不正アクセス対策等のセキュリティ対策を適切に講じること。

#### （４）利用者等

- ア 利用する職員数は、50名程度とする。
- イ 1か月当たりの質問回数は、500回～1,000回の範囲を最低基準とする。
- ウ Edge等の一般的なブラウザから、WebSocket等の双方向通信や、アドオン・プログラムなど拡張機能を用いることなく、暗号化通信（https通信）でサービスを利用できること。

#### （５）実施体制・サポート体制

- ア 管理者向け及び利用者向けのマニュアルを提供すること。
- イ システムに係る各種問い合わせに対し、適宜助言する体制を整えること。
- ウ 発注者の依頼に応じて利用職員を対象に、操作説明会を実施できる体制があること。

## 5 留意事項等

- (1) 本仕様書に記載のない業務の細部については、発注者と協議のうえで決定する。
- (2) 個人情報を含む重要情報の引渡しが発生する際は、その取り扱いは特記事項による。
- (3) 受注者は、この契約により生ずる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又はこの契約の履行を第三者に委任することができない。ただし、発注者が承認した場合はこの限りでない。
- (4) 受注者は、本契約の履行に際し知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。